

ライフリッチコンサルティング株式会社

福祉経営通信(2017年3月)

ライフリッチコンサルティング㈱がお送りする福祉経営に役立つ情報です。今回は、4月からの新たな処遇改善に必要な条件と、雇用管理助成金制度の紹介です。是非、ご参考ください。

① 新たな処遇改善のポイントと条件

平成29年度介護職員処遇改善加算のポイント

- (1) キャリアパス要件Ⅲの新設: 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること
(就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む)
- (2) 加算(Ⅰ)の取得要件: 従来の要件Ⅰ(キャリアパス)+要件Ⅱ(研修計画)+要件Ⅲ
→上記の3つが揃って月額3万7千円の処遇改善
- (3) 法人・施設がすべきこと(※): ①キャリアパスに基づく人事給与制度が確立されており、勤続年数や資格取得に応じた昇給の仕組みがあるかを確認する。
②上記の定めがない場合、勤続年数や資格手当、定期昇給の仕組みを定め、加算取得に間に合うように職員説明会を開催する。

※(3)に関する内容は、弊社による見解です。

② 介護労働者雇用管理助成制度について

【制度の概要】

介護施設を経営する事業主が、職員の定着を促進するために、職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じた階層的な賃金制度(キャリアパスに応じた賃金制度)を定める場合に、助成金の対象となります(事業主体:厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク)。

【助成金額】

制度整備助成:50万円

※離職率の低下等の目標が達成できた場合はさらに上乗せ金額があります。

【活用方法】

本助成制度を活用して、処遇改善で求められるキャリアパスに基づく給与制度を構築するためのコンサルティングが可能となります。是非、ご検討ください。

ライフリッチコンサルティング株式会社

〒251-0016 神奈川県藤沢市弥勒寺2-2-13

Tel 0466-52-6091 Fax 0466-52-6097

Mail info@liferich.jp URL <http://www.liferich.jp/> 担当 齋藤

Liferich
consulting

